

# 第5回教育委員会（定）

開会日時 平成28年 3月 11日（金） 午前 10時00分  
閉会日時 午後 00時12分  
開会場所 教育支援センター

## 出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	上 野 広 治

## 出席事務局職員

事務局次長	寺 西 幸 雄	教育総務課長	小 林 緑
学務課長	榎 木 恭 子	生涯学習課長	浅 賀 俊 之
学校地域連携担当課長	木 内 俊 直	指導室長	栗 原 健
教育支援センター所長	新 井 陽 子	新しい学校づくり課長	新 部 明
学校配置調整担当課長	水 野 博 史	施設整備担当副参事	荒 張 寿 典
中央図書館長	荒 井 和 子		

## 署名委員

教育長

委員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成  
立いたしました。

ただいまから、平成28年第5回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日から、従来は紙で配付していた資料をデータ化し、タブレット会議という  
ことで進めていきたいと思っております。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日は、議会運営の都合上、12時30分までを目途に審議し、時間内  
に全て終わらなかった場合は、次回、3月28日の教育委員会で審議したいと存  
じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのようにいたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林教育総務課長、榎木学務課長、  
浅賀生涯学習課長、木内学校地域連携担当課長、栗原指導室長、新井教育支援セ  
ンター所長、新部新しい学校づくり課長、水野学校配置調整担当課長、荒張施設  
整備担当副参事、荒井中央図書館長、以上11名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、青木委員にお願いいたし  
ます。

本日の委員会は、1名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条によ  
り許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

#### ○議事

日程第一 議案第4号 東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正す  
る規則

(教育総務課)

日程第二 議案第5号 東京都板橋区教育委員会公印規則の一部を改正する規則  
(教育総務課)

日程第三 議案第6号 東京都板橋区立郷土資料館条例施行規則

(教育総務課)

日程第四 議案第7号 東京都板橋区立郷土芸能伝承館条例施行規則

(教育総務課)

日程第五 議案第8号 東京都板橋区立図書館処務規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第六 議案第9号 教育委員会の所管に属する施設等に勤務する職員の勤務  
時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

日程第七 議案第10号 東京都板橋区教育委員会処務規程の一部を改正する訓  
令

(教育総務課)

日程第八 議案第11号 東京都板橋区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

日程第九 議案第12号 東京都板橋区立郷土資料館処務規程

(教育総務課)

教 育 長 日程第一 議案第4号「東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」から、日程第九 議案第12「東京都板橋区立郷土資料館処務規程」について、一括して、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号まで、一括してご説明いたします。

こちらの案件につきましては既にご報告してございますが、平成28年4月1日付で組織改正がございます。それに伴う規程整備ということでございます。

議案第4号が、東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則。

議案第5号、東京都板橋区教育委員会公印規則の一部を改正する規則。

第6号、東京都板橋区立郷土資料館条例施行規則。

第7号、東京都板橋区立郷土芸能伝承館条例施行規則。

第8号、東京都板橋区立図書館処務規則の一部を改正する規則。

第9号、板橋区教育委員会の所管に属する施設等に勤務する職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令。

議案第10号、東京都板橋区教育委員会処務規程の一部を改正する訓令。

議案第11号、東京都板橋区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令。

議案第12号、東京都板橋区立郷土資料館処務規程。

上記の議案を提出する。

平成28年3月11日。

提出者は、中川教育長でございます。

詳細につきましては、教育総務課長よりご説明させていただきます。

説明は以上です。

教育総務課長 それでは、私の方からご説明申し上げます。

前もって資料をお配りしてございます。かなり大量にございますので、考え方の点を主にご説明させていただきます。

まず、議案第4号ということで、東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則に関しましては、地域教育力担当部長、こちらを新たに設置するというので、各組織の方を次長と担当部長の所管ごとに分けて、組織順を改めたものでございます。

こちらのパソコンの方ですと、3ページ目以降に新旧対照表がございます。

そちらの方をご覧いただきますと、そちらの方に記載のとおりでございます。

それと、2点目といたしましては、生涯学習課、こちらに郷土資料館、それと

郷土芸能伝承館の事務が区長部局から移管があったことへ対応してございます。

分掌事務の改定を行うものでございます。

3点目といたしまして、学校地域連携担当課長の分掌事務について、あいキッズ事業が本年度で全校展開となったことから、分掌事務の見直しを行いまして、地域の教育力を総合的に高め、連携の強化を目的といたしまして、現生涯学習課の青少年係を新たな組織、地域教育力推進課に移管する、そういう内容でございます。

議案第4号につきましては、以上でございます。

続けて、議案第5号の方に移ります。

議案第5号の2ページをご覧くださいなのですが、こちらは教育委員会公印規則の一部を改正する規則ということで、こちらも組織改正に対応するものですが、別表の2、上のところですが、学校施設開放使用承認事務ということでございまして、こちらが学校施設開放事業、これに関しまして、学校長がこの事業に関しまして、施設の貸出を承認することを明らかにするために公印を新設するというものでございます。

こちらについては、以上でございます。

議案第6号でございます。

こちらも組織改正ですが、板橋区立郷土資料館条例施行規則ということで、組織改正に対応するものでございまして、郷土資料館を区長から教育委員会に移管するというもので、修正に関しましては、全て「区長」という規定を「教育委員会」と改めるというものでございます。

ページをめくっていただきますが、17ページです。次のページです。こちらの方に記載してありますけれども、最終ページになります。

こちらの方の関係で、郷土資料館の規則、これの施行を28年4月1日からというところがございます。この施行に関しての規定も規則のところ改めるという内容でございます。

続きまして、議案第7号に関しまして、こちらも前にご説明しておりますけれども、郷土芸能伝承館、この事業でございます。

説明の方に関しましては、前の郷土資料館と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第8号。

この改正につきましては、組織改正に伴うものでございますが、中央図書館の奉仕係、この分掌事務をより分かりやすくするためにということで、先日もご説明申し上げましたが、事業サービス係に改めるというところ、それが第1点。

それと、2つ目に、地域教育担当部長を平成28年度から設置いたしまして、図書館について事務を分掌するというところで、「次長」という文言を「担当部長」と改めるものでございます。

それと、3つ目といたしまして、施行を28年4月1日という形に相成ります。

続けて、第9号になります。

教育委員会の所管に属する施設等に勤務する職員の勤務時間ということで、休

憩時間等に関する規程。こちらにも組織改正に対応するものでございます。

社会教育会館の次に、この郷土資料館を設けます。

1 ページ目の表のところでご説明申し上げますけれども、勤務時間、休憩時間、それと勤務を要しない日の規程について、内容を記載しているというところがございます。

それと、7 ページのあたりです。こちらに関しましては、右のところを見ていただきますと、学校地域連携担当課に勤務する職員ということで、一般職員と同様に扱うという形になるため、こちらの方を削除いたします。

続きまして、議案第10号になります。

こちらは組織改正に対応するものでございまして、地域教育力担当部長を新たに設置するための規定でございます。

施行月日は平成28年4月1日ということで、こちらは先日ご説明したのですが、次長の下のところ、表のところですが、4番目の、1 ページ目の上を見ていただきますとありますように、「次長」の下に「・担当部長」というものを入れるものでございます。

続きまして、議案第11号です。

こちらは教育委員会の文書管理規程の一部を改正する訓令ということで、こちらにも、地域教育力担当部長を新たに設置することに伴いまして、「次長」に続いて、「担当部長」を挿入する。

それと2つ目に、3 ページ以降になりますが、第4条の学校地域連携担当課長を削る。組織編成を行っていく上で、区のテクニク的なものなのですけれども、担当課長、これを時限的に設置してはいたしましたが、それをライン上の課のスタッフ職としてあらわす内容でございます。

それと、予算執行や文書管理上の権限を持っているか否かは担当課の実態に合わせていくということで、これまでの区の考え方を明らかにしたという内容でございます。

それと、学校地域連携担当課。文書主任等を置くということに相成ります。

続けて、第12号です。

こちらにも組織改正に伴うものですが、内容的には、「区長」という言葉を「教育委員会」に、「文化国際交流課」を「生涯学習課」に、「次長」というところを「地域教育力担当部長」に改めるという改正の内容でございます。

雑駁な説明ですが、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 結構たくさんあったのですけれども、1点だけ感想ですけれども、図書業務で、「事業サービス係」というような名称に変わっているところがありましたけれども、そちらの方が、今までの「奉仕係」よりも非常に分かりやすくなって、よかったなというのが感想です。

教 育 長 ありがとうございます。そのほかに、いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 では、お諮りします。日程第一 議案第 4 号から日程第九 議案第 1 2 号までについては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議事

日程第十 議案第 1 3 号 東京都板橋区立教育科学館条例施行規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第十一 議案第 1 4 号 東京都板橋区立図書館館則の一部を改正する規則

(教育総務課)

○報告事項

3. 「教育委員会の権限に関する属する事務の補助執行について」の一部改正について

(総 - 3・教育総務課)

教 育 長 続きまして、日程第十 議案第 1 3 号「東京都板橋区立教育科学館条例施行規則の一部を改正する規則」及び日程第十一 議案第 1 4 号「東京都板橋区立図書館館則の一部を改正する規則」について、報告 3 の内容とあわせて、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第 1 3 号「東京都板橋区立教育科学館条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第 1 4 号「東京都板橋区立図書館館則の一部を改正する規則」、上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 1 1 日。

提出者は、中川教育長でございます。

この 2 件につきましては、いずれも行政不服審査法の規定の改正に伴い、規定整備を行うためでございます。

内容については、教育総務課長からご説明いたします。

教育総務課長 議案第 1 3 号、こちらは書式の様式のところの記載を一部変更するという内容でございますが、1 3 号、1 4 号ともに、審査請求期間、こちらが「6 0 日間」であったものが「3 月以内」という言葉に置きかわります。

それと、2 点目といたしましては、審査請求の相手、これが行政機関の長となることから、「板橋区長」から「東京都板橋区教育委員会」に改めるという内容

が、議案第13号、14号の書式のところでありまして、5ページ目をお開きいただくとその例が出ております。

5ページの下のところを見ていただきますと、黄色とアンダーラインで表してあるとおり、「3月以内」、「東京都板橋区教育委員会」という部分がありまして、その次のページに旧書式が載っておりまして、そこには「60日以内」、「板橋区長」、「60日以内」という形であります。

このような形で、13号、14号ともに改めるものでございます。

それと、報告3になりますが、こちらは行政不服審査法が全部改正されておりまして、ただいま13号と14号でご説明したのですが、それも内容的には審査を行うのは行政処分を実施した機関ということで、教育委員会が本来受け付けて採決すべきものですが、区長部局の総務部の方で一括して受けるということで、専門性、取り扱いの平等性等が見込まれることから、教育委員会から区長の事務を補助する職員の方に補助執行させるという内容でございます。

ご説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 では、お諮りします。日程第十 議案第13号及び日程第十一 議案第14号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

日程第十二 議案第15号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第十三 議案第16号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第十四 議案第17号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長 続きまして、日程第十二 議案第15号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」から日程第十四 議案第17号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について、一括して、次長と総務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第15号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第16号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則」、議案第17号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

上記の議案を提出する。

平成28年3月11日。

提出者は、中川教育長でございます。

こちらにつきましては、幼稚園教育職員に関する規則改正で、提案理由は、特別区人事委員会における平成27年職員の給与に関する報告及び勧告、地方公務員法及び行政不服審査法改正、分限降給の規程整備に伴い、既にご説明している内容でございますが、それに伴って改正するものでございます。

教育総務課長から、内容について簡単にご説明をお願いします。

教育総務課長 まず、議案第15号です。

こちらは、昨年11月に人事委員会勧告がございまして、12月期の勤勉手当を年0.1月分増やすということを基本といたしまして、支給いたしました。これは、人事委員会が27年4月にさかのぼって実施したもので、6月期分の支給もあわせて12月に支給したものでございます。

その際に、0.5を12月に足していますので、このままの規定ですと0.5増やしたままですと、多過ぎることになりますので、それを改正するというものでございます。

昨年、一昨年の人勤前の分率が100分の80でした。昨年12月に、6月期と合わせて100分の90ということにしましたので、今回は、その0.5を補正するという形で、100分の85として調整するものでございます。

それが、次のページの幼稚園教育職員の勤勉手当に関する新旧対照表のところ、100分の90から、新しいところで100分の85と改めるものでございます。同様に、再任用職員についてもコンマ5の補正をするということになります。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部正。こちらは、2ページ目の方をご覧いただきたいと思っております。

2ページ目の方に、旧のところ「級別標準職務」というものがございまして、アンダーラインが引かれておりますけれども、こちらは先の教育委員会でお諮りしたもので、地方公務員法の改正によりまして、条例で定めることとなりましたので、この規定を削除するということでございます。

それと、新しいところで、15条、降格と降給とが同日に行われる場合の号給。この規定は、降格が決定し処分を行う場合に、当該職員が降格の前日に受けた号給より3号給下位の号給とするというところの規定でございます。

続けて、議案第17号でございますが、こちらは、先ほどと同様に行政不服審査法の改正によりまして、3ページ目をお開きいただきますと、先ほどと同様に、行政不服の申立期間を60日から3月にするというところ、それと、現行



の書に訴えの提起がなかったために新たに押書したというところ、最後の黄色のところ、条文に書かれているところがその点でございます。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 では、お諮りします。日程第十二 議案第 15 号から日程第十四 議案第 17 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定します。

○議事

日程第十五 議案第 18 号 「板橋区教育ビジョン 2025・いたばし学び支援プラン 2018」について

(教育総務課)

教 育 長 続きまして、日程第十五 議案第 18 号「板橋区教育ビジョン 2025・いたばし学び支援プラン 2018」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 議案第 18 号。

「板橋区教育ビジョン 2025・いたばし学び支援プラン 2018」について、上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 11 日。

提出者は、中川教育長でございます。

「板橋区教育ビジョン 2025・いたばし学び支援プラン 2018」について、この計画の内容、事業内容などについて審議をいただくものでございます。

提案理由でございます。

「板橋区教育ビジョン 2025・いたばし学び支援プラン 2018」について、計画内容、事業内容を審議し、教育委員会として最終的な決定をいただくものでございます。

変更点につきまして、教育総務課長からご説明いたします。

教育総務課長 本日お諮りいたしますビジョンとプランに関しましては、前回の教育委員会でもいただいたご意見等につきましては、その後にビジョン検討会を開催いたしまして、そのご意見等も一定程度、100%とは言えませんが、案件に関しましては全て対応させていただいた内容でございます。これを先週の金曜日にお送りさせていただいております。

本日は、その上で、2点の部分について特にご説明させていただきたいと思います。3月4日送付から改めた部分2点でございます。

ビジョン・プランの21ページをお開きいただければと思います。

一番上のところに「基礎学力」というところがありますけれども、学びに対して意欲を持つ子どもたちが少しずつ増えてきた。

こちらの方は、修正前は「基礎学力を体系づけて考え、表現する能力を身につけていない子どもが多い」という言葉だったのですが、これに関しましては、学びに対して意欲を持つ子どもたちが少しずつ増えてきた一方で、「学んだことを」という形で、「基礎学力を学んだこと」に言葉を変えて整理させていただきました。

それと、もう1つありまして、126ページになります。

こちらの方は、長文になりますけれども、修正後は、「平成26年3月に青少年問題連絡協議会から、家庭・学校・地域の新たな連携の方策について、青少年健全育成のあり方に関する5つの提言がなされました。時を一にして、青少年のインターネットや携帯電話等への依存が問題視されるようになりましたが、スマートフォンの普及により、現在では、より一層、問題が深刻化しています。こうした例を初めとして、多様化、複雑化する課題に対して、先に出された提言を具体的な活動に結びつける必要から、平成28年3月に板橋区青少年健全育成方針を策定しました。「地域ぐるみで支えよう、未来を担う板橋の子」をスローガンに、4つの基本方針と家庭・学校・地域を基軸とした具体的なニーズのアクションプランを掲げ、地域ぐるみで、次世代を担う若者を支援していくことが示されています」というように、こちらの方は改めさせていただいたものでございます。

大きな変更点については、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 前回から今回変わったのをいただいて、「はじめに」というところで、教育長のご挨拶が載っていたのですけれども、私はこれを読んで、冊子全体の内容を本当に短い言葉でまとめているなと思って、皆さんにここを読んでいただけると、内容がぎゅっと詰まった、分かりやすいご挨拶だったなと思いました。

変更については、今まで色々な意見を出したのですけれども、それを全て網羅していただいて、本当にありがとうございます。

教 育 長 ほかに、いかがでしょうか。

松 澤 委 員 期限もあると思いますので、本当に1年間をかけて、色々な意見を反映していただきまして、本当にありがとうございます。

また、これからこれを実践していけるかどうかが鍵になるとと思いますので、その辺を、協力しながら進めていければと思いますので、ありがとうございます。

教 育 長 今、お話がありましたように、やはりこれは周知をすることと、そして、具体的に一つ一つ実践をすること、そういった環境づくりを教育委員会あるいは教育委員会事務局としては進めていかねばならないということが非常に大きなミッションであるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、お諮りします。日程第十五 議案第 18 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定します。

○議事

日程第十六 議案第 19 号 榛名林間学園の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 28 年度協定の締結並びに平成 28 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第十七 議案第 20 号 少年自然の家八ヶ岳荘の管理運営に関する基本協定及び平成 28 年度協定書の締結並びに平成 28 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第十八 議案第 21 号 教育科学館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 28 年度協定の締結並びに平成 28 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第十九 議案第 22 号 郷土芸能伝承館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 28 年度協定の締結並びに平成 28 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

教 育 長 続きまして、日程第十六 議案第 19 号「榛名林間学園の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 28 年度協定の締結並びに平成 28 年度事業計画の承認について」から日程第十九 議案第 22 号「郷土芸能伝承館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 28 年度協定の締結並びに平成 28 年度事業計画の承認について」、一括して、次長と生涯学習課長から説明願ひます。

次 長 それでは、ご説明いたします。

議案第 19 号「榛名林間学園の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 28 年度協定の締結並びに平成 28 年度事業計画の承認について」、議案第 20 号「少年自然の家八ヶ岳荘の管理運営に関する基本協定及び平成 28 年度協定書の締結並びに平成 28 年度事業計画の承認について」、議案第 21 号「教育科学館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 28 年度協定の締結

並びに平成28年度事業計画の承認について」、議案第22号「郷土芸能伝承館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成28年度協定の締結並びに平成28年度事業計画の承認について」。

上記の議案を提出する。

平成28年3月11日。

提出者は、中川教育長でございます。

こちらにつきましては、指定管理者の指定に伴う年度協定をベースといたしまして、基本協定の内容を一部変更するものとあわせまして、少年自然の家につきましては新たに指定管理者がこの4月から運営を行うこととなりますので、それに伴う基本協定の締結も入っております。

また、郷土芸能伝承館につきましては、区長部局からの移管に伴い、新たに教育委員会として、基本協定、年度協定等を取り扱うものでございます。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。

生涯学習課長 それでは、本日、机上的の方に資料を配付させていただいております「生涯学習課指定管理者概要」という資料をご覧ください。

本文につきましては非常に量が多いので、こちらの資料でご説明させていただきます。

日程第十六 議案第19号から日程第十九 議案第22号まで、一括してご説明させていただきます。

指定管理者との協議でございますけれども、まず、3種類ございます。

基本協定、こちらにつきましては、指定管理者を指定している期間、5年間になりますけれども、こちらの基本的な事項を定める協定でございます。

次に、年度協定というものがございます。指定期間におきまして、毎年度、締結する協定でございます。

当該年度内の管理業務、これは具体的には仕様書で定めさせていただきますけれども、事業計画書など、各種報告書の提出や管理業務に要する経費など、管理運営に関する具体的な内容に関する協定を、毎年度、結ぶものでございます。

そして、もう1種類は、事業計画というものがございます。

施設の管理運営に際しまして、事業者の基本的な考え方や人員などの体制、施設の維持管理計画や自主事業、収支計画、サービス水準などにつきまして、事業者側より提案を受け、それを協議の上、協定を結んでいくという内容の3種類の協定を結ばせていただいております。

それでは、まず、基本協定につきましてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、4つの施設ともに、今般、新しく法律の方が施行されます「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、通称、「障害者差別解消法」でございますけれども、こちらの条文に適用するように基本協定を改めるものでございます。

具体的な文面につきましては、「指定管理を受けている事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及びその法律に基づく甲の対応規程の趣旨

を踏まえ、乙が行う管理運営業務について、障がい理由とする差別の解消に取り組まなければならない」、こういった文言を基本協定の中に明確に記載させていただくものがございます。

それ以外に、少年自然の家八ヶ岳荘につきましては、今般、指定管理者が変わります。それに伴って、基本的な事項につきましては、従前の事業者と締結していた基本協定を踏まえ、次の点を変更させていただきます。

まず、指定管理者の名称などの変更がございます。

そして、指定期間の変更。こちらは平成28年度から5年間とさせていただきます。

そして、修繕・工事に関する限度額につきましては、100万円未満は指定管理者の判断により、区と協議の上、実施できる旨を規定させていただいております。そして、サービス水準や利益の適正化の設定を行うという条文を追加させていただきました。

次に、郷土芸能伝承館でございます。

こちらにつきましては、区民文化部から教育委員会へ所管が変更になりましたので、文言整理を行ってございます。

「東京都板橋区」という記載を「東京都板橋区教育委員会」へ変更させていただきます。「条例施行規則」という文言につきましては、「教育委員会規則」へ変更させていただきます。

そして、情報公開に関する特記事項の様式が定められておりましたが、その提出先が変わりますので、様式を丸ごと変更して、提出先を教育委員会の生涯学習課へと改めるものがございます。

資料、裏面に移ります。

年度協定に関しましての変更点でございます。

こちらは、年間の計画でございます。

榛名林間学園につきましては、この年度におきます指定管理料、こちらに特別な経費が計上されますので、その旨を記載させていただいております。

具体的には、除雪機の購入を行いますので、その経費を載せてございます。

工事に関しまして、第二宿舎1階の便所に換気扇の設置工事を行いますので、その経費を別枠として記載させていただきました。

また、修繕・工事に関する限度額につきましては、指定管理者の判断で決断できるもの100万円までというように改め、仕様書に記載させていただいております。

少年自然の家八ヶ岳荘につきましては、基本協定に準じる指定管理者の変更に伴う文言整理を行っております。

次に、教育科学館です。

こちらは、工事等に伴う経費が増額されておりますので、その旨の記載をさせていただきます。

吸収冷温水機冷却水系統の薬品洗浄を実施させていただきます。

また、駐輪場のスペースにチェーンを内蔵しましたポールを設置させる工事を

行います。

非常用発電設備の排気消音器、こちらの更新をさせていただきます。

そして、同じく非常用発電設備の制御及び起動用の蓄電池、バッテリーの交換をさせていただきます。

次に、事業の内容が一部変更になってございます。

タブレット端末を使用した移動教室の実施を新たに行います。

さらに、ロボット・プログラミング教室を実施するという旨を記載させていただくものでございます。

次に、郷土芸能伝承館の年度協定でございますけれども、こちらは所管の移管に伴う文言整理を行ってございます。

先ほどの基本協定と同じように、「東京都板橋区」を「東京都板橋区教育委員会」へ変更するとともに、「区長」という文言を「教育委員会」へ変更させていただいてございます。

最後、事業計画でございます。

こちらにつきまして、事業者と協議の上、この旨、決定したいと考えておりますのでございます。

榛名林間学園ですが、事業者の要望がありましたWi-Fi環境を整備させていただきます。

次に、4歳未満の利用者に対しましては、寝具、シーツとか枕カバーですが、これを親と共有とさせていただいておりますが、希望者が多いということで、そちらに関して有料貸出を新たに実施するものでございます。

そして、港区から協力要請がございましたけれども、昨年度から実施しております港区の夏季学園、これは箱根の方で実施しているのですが、箱根の火山活動が活発化しているということで、事業を見合わせ、他区の施設を利用させていただきたいという協力要請が入っております。

これにつきまして、28年度におきましても、区の事業に支障のない範囲で協力させていただくというものでございます。

次に、少年自然の家八ヶ岳荘ですが、冬季におけます利用時間の拡大を行います。これはチェックインを1時間前倒し、チェックアウトを1時間先に送るということで、都合2時間の拡大を行っております。

次に、朝風呂の提供を開始いたします。そして、玄関の閉鎖までの利用時間を1時間拡大して、延長させていただきます。

屋外運動施設につきましては、利用時間を時間で区切っておりましたが、臨機応変に対応できるように、日没まで拡大させていただきます。

次に、団体からの連泊を要望される事例があるということで、団体利用に関しましては、最大2泊21日までの利用を認めるというものでございます。

次に、リピーターの利用促進のため、ダイレクトメール、その他、利用促進策を展開するというものでございます。

そして、最後、レンタサイクルなどの自主事業に関することでございますけれども、近隣の散策に資するため、電動アシスト自転車の方の有料貸出を行うとい

うものを事業計画として挙げてございます。

次に、教育科学館です。

こちらにつきましては、教材制作室、いわゆるスタジオと呼ばれているところですが、こちらの研修室につきまして、利用率を向上させるため、貸し出しができる旨の周知を拡大するというものでございます。

最後、郷土芸能伝承館につきましては、施設の移管に伴います文言整理を行わせていただきました。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 では、お諮りします。日程第十六 議案第 19 号から日程第十九 議案第 22 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定します。

#### ○議事

日程第二十 議案第 23 号 板橋区立図書館の管理業務に関する基本協定を改定する協定及び平成 28 年度協定の締結並びに平成 28 年度事業計画の承認について

(中央図書館)

教 育 長 続きまして、日程第二十 議案第 23 号「板橋区立図書館の管理業務に関する基本協定を改定する協定及び平成 28 年度協定の締結並びに平成 28 年度事業計画の承認について」、次長と中央図書館長から説明願います。

次 長 議案第 23 号。

東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 28 年度協定の締結並びに平成 28 年度事業計画の承認について。

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 11 日。

提出者は、中川教育長でございます。

東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 28 年度協定の締結並びに平成 28 年度事業計画の承認について。

こちらにつきましては、東京都板橋区立図書館の指定管理者と基本協定を改定する協定、平成 28 年度協定、また、指定管理者より提出されました事業計画につ

いて承認するものでございます。

内容につきましては、中央図書館長からご説明いたします。

中央図書館長 初めに、板橋区立図書館（地域館10館）の管理業務に関する基本協定書を改定する協定書及び平成28年度協定の締結についてご説明させていただきます。

資料2ページをご覧ください。

中ほど、3、概要及び変更点でございます。

板橋区立図書館の指定管理業務につきましては、平成25年度から5年間の基本協定を結んでいるところでございますが、3点、新設など、基本協定書の改定をさせていただきます。

1点目は、障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴う規定を新たに規定するものでございます。

続けて、3ページに進んでいただきまして、2点目は、区役所の施設管理を担っている部署におきまして、区施設の情報の一元化・集約化を目指すため、新たに建物・土地管理ツールを運用し、各施設の工事履歴・法定点検の情報を各施設で入力することになったために、毎月、指定管理者におきまして、施設の保守点検の事業報告をすることを明文化したものでございます。

3点目は、自己評価の実施をする際に用いる指定管理者評価シートの差しかえでございます。

以上が、基本協定を改定する点でございます。

続きまして、3ページの中ほどの（2）平成28年度協定案の変更点でございます。

こちらは、2点ございます。

1点目は、第5条の管理業務経費に関する条文の改定でございます。

第2項に記載の利益率につきましては、各社それぞれ記載のとおり改定するものでございます。

利益率とは、営業利益と本社経費を合わせたものでございまして、こちらにつきましては指定管理期間の中間年の外部評価にあわせて実施する財務状況点検・評価を踏まえて変更することができるとされておりまして、本年度、実施いたしました評価委員会におきまして、税理士会に依頼して、適正な利益率を算定していただきましたので、この率に変更するものでございます。

また、第5項のなお書きに、以下の文章を追加するという事で、還元というものを改めさせていただきます。

還元について、少し説明させていただきます。

ただいまの利益率というものにつきましては、年度協定書に定めました利益等の率が当該年度終了後の事業報告において上限を超えた場合、その超過率に相当する額の2分の1を区に還元することとなっております。

還元の方法につきましては、利用者の安全性・快適性の向上のために、修繕などの工事、備品購入、現金による還元の3つの方法としておりまして、第5条の5項でいう還元の時期というものは、毎年、事業報告書を提出した後に還元が生



じた場合には、1カ月以内に、方法ですとか内容を確定するというようにしていただいております。

その後、工事等がありました場合には、その進捗状況を確認するために、その半年後、12月ごろには執行の状況を報告させていただき、年度内に必ず還元を行ってもらうということに万全を期すために追加させていただいたものでございます。

2点目につきましては、赤塚図書館に関する特記事項の改定でございまして、赤塚図書館が赤塚庁舎の2階にあるということで、鍵の管理ということについて、新たに取り扱いについて規定するものでございます。

続きまして、平成28年度板橋区立図書館の指定管理者の年度事業計画の承認についてご説明いたします。

こちらにつきましては、指定管理者と協議をいたしまして、このような形で、今回、承認をお諮りするものでございます。

本日、机上に配付させていただきました「平成28年度板橋区立図書館指定管理者年度事業計画の概要」をご覧ください。

業務の内容につきましては、管理運営業務と図書館サービスの面に分かれてございますが、3者とも、管理運営業務につきましては、ただいま説明いたしました基本協定の改定点以外、大きな変更はございませんので、図書館サービスにつきましてご説明させていただきます。

まず、1、株式会社図書館流通センター（赤塚・高島平・成増図書館）についてです。

こちらにつきましては、平成28年度から新たに板橋区子ども読書活動推進計画2020がスタートするというので、その計画事業の実施について記載してございます。

乳幼児向けやヤングアダルト向け図書の充実のほか、子どもたちの図書館の利用の促進を図ってまいります。

また、ポローニャ子ども絵本館で実施している翻訳大賞事業のPR及び中学生の応募を促進するため、絵本館と連携してトークイベントなどを開催し、青少年への働きかけを行います。

それから、農業まつりや花火大会など、地域の図書館として、区の様々なイベントとタイアップした展示や、文化共存を学ぶイベントを実施していきます。

さらに、子どもたちの読書活動を推進し、不読率を低下するための学校連携事業に力を入れるというものでございます。

次に、今年度、評価委員会を設置いたしまして、外部評価を実施したところですが、その際、指摘のありました入館者数増加のため、サービス水準で定めた目標に向けて、利用者参加型の事業実施ですとか、情報発信の強化などを行うということを提案していただいております。

次は、2番、株式会社ヴィアックス（清水・蓮根・西台・志村図書館）についてです。

こちら、板橋区子ども読書活動推進計画2020に基づく事業といたしまし

て、朝読書、調べ学習支援のために、テーマの決め方、本の探し方、レポートのまとめ方まで指導することなどを、学校図書館委員との懇談や、学校と連携した事業を行うというように提案しています。

不読率対策といたしましては、お薦め本リストや中学校と連携して作成したリストの全生徒配布などを実施していく予定です。

また、評価委員会における評価の対応といたしましては、特に西台図書館の入館者数等が少ないという指摘がございましたので、その増加をめざしまして、様々な取り組みを実施していく予定でございます。

最後に、丸善・東急コミュニティー共同事業体（氷川・東板橋・小茂根図書館）になります。

こちら、子ども読書活動推進計画における具体的な取り組みとして、ホームページの子ども向け情報ページの充実ですとか、家庭読書の日の特集展示や行事を行うほか、不読率対策を行ってまいります。

また、今回、外部評価で、適正であるという範囲内でありましたが、ほかの2社と比べまして若干評価が低いという結果でしたので、こちらの評価と対応、改善に向けた取り組みにつきましては、より具体的に提案をいただいております。

最後に、区立図書館全体の事業といたしまして、平成28年度から、中央図書館を含めた区立図書館全館で、まず秋の読書週間のときに「スタンプラリー」を実施する予定です。

この効果を踏まえまして、その後、企画を行うというふうに、中央図書館が主体となって取り組んでいきたいと思っております。

今後も、指定管理者各社のアイデアを生かした事業計画を提案していただき、区立図書館全体でサービス向上に努めるために、このような計画を承認していきたいと思っております。

各社とも、概要の後に事業計画書の詳しいものが添付されていますので、後ほど、ご確認いただければと思います。

以上、雑駁ですが、議案第23号の説明を終了いたします。

教 育 長      質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

青 木 委 員      質問を。先ほどの図書館関係のことなのですが、氷川・東板橋・小茂根図書館の評価委員評価への対応の中のサービス水準評価に記載されている言葉の意味が不勉強で分からないのですけれども、ボランティアの「アニメーション」というのは、具体的にどういう意味なのでしょう。

中央図書館長      アニメーションは、読書を推進するような工夫をする取り組み、活性化という、スペイン語の意味だと聞いております。

例えば、本をそのままタイトルだけを示して、この本がお薦め本ですよというのではなく、次の話はどのようにするのかですとか、そういうような形で、子どもに本の紹介、または本の読み方の紹介で想像を膨らませる工夫をすることによ

り読書活動を推進するというようなことを「アニメーション」と呼んでおります。

図書館では、エリアの学校に、アニメーションですとか、読み聞かせですとか、ブックトークなど、図書館員とボランティアさんが一緒になって、様々な出張授業を行っているところでございます。

青木委員　　そうですか。ありがとうございます。

ちょっと伺いたかったのは、私どもの図書館の図書館ボランティアがやっている活動の中に、図書館の中で、図書館を使ったゲームをやろうというので、幾つかの本を探し当ててキーワードを探し出すと、何か、一連の物語やお話や答えが出てくるというようなゲームを子どもに対してやったりするので、そういう取り組みは実施されているのですか。

中央図書館長　　そちらの活動もアニメーションの1つです。

青木委員　　1つですか。分かりました。ありがとうございます。

中央図書館長　　ありがとうございます。

教 育 長　　そのほか、いかがでしょうか。

高野委員　　幾つかあるのですけれども、まず、家庭読書の日の取り組みについて、ヴィアックスと丸善東急はかなり具体的に書いていただいていたのですけれども、図書館流通センターは家庭読書の日に対する取り組みが書かれていなかったもので、少しそのところを、今後、充実させていただきたいなと思いました。

それと、あと、ヴィアックスの学校連携について53ページのところで、都立志村学園との連携ということで、今も志村学園に印刷などをお願いしたり、色々やっているのですけれども、ヴィアックス全体としての学校連携の28年度の重点目標というようになっていたのですけれども、私としては、これも大変素晴らしいことなのですけれども、まだ区立の小中学校との連携の数が少ない部分もあると思うので、ぜひ、近隣の小中学校との連携を重点的にやっていただけないかなというのを1つ思いました。

あと、区立図書館全体でスタンプラリーを全部の11館でやってくださるということなので、これは、今は3館、4館というふうに、3社でばらばらにやっていますけれども、利用する方にとってはその区切りというのは意識されていないと思うので、全館でやっていただけるというのは大変いいことだなと思います。

以上です。

中央図書館長　　ただいまお話しいただきました家庭読書の日の取り組み、また、学校連携につきましても、指定管理者との協議の中で、こちらからも、ぜひ重点を置いて実施してほしいということをお話ししてございまして、今回、計画書への具体的な記

述はなかったのですが、実際に事業を実施する中で、引き続き、お話しさせていただき、実施していただくようにいたします。

区立図書館が区立の中学校、小学校については学校図書館部と連携したり、図書委員会に来年度は積極的に入っていただいたり、連絡調整をしながら進めていきたいと考えてございまして、強化してまいりたいと思います。

高野委員 お願いいたします。

教育長 今、お話にあったように、小学校の教育会や中学校の教育研究会の図書館部等、毎月のようにやっぱり出て情報を発信していくという、その部分はとてもいいことだと思いますので、ぜひ、お願いしたいと思います。  
そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

教育長 では、諮りします。日程第二十 議案第 2 3 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 では、そのように決定いたします。

○議事

日程第二十一 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度区立学校管理職配置に係る内申について

(指導室)

教育長 日程第二十一 議案第 2 4 号「平成 2 8 年度区立学校管理職配置に係る内申について」は、人事案件のため非公開とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することよろしいでしょうか。

(はい)

教育長 では、そのように処理します。

それでは、報告事項を聴取します。時間の都合もございまして、本日は、報告 1、2、9、11、12 を先議したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(はい)

教育長 では、そのように処理します。

○報告事項

1. 人事情報（都費職員・平成28年2月分）

（指－1・指導室）

（区費職員・平成28年2月分）

（総－1・教育総務課）

教 育 長 報告1「人事情報」について、初めに都費職員について、指導室長から、続いて、区費職員について、教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 「指－1」の資料をご覧ください。  
指導室が所管する人事について、ご報告いたします。  
正規職員についてです。  
2月末の教職員数は、括弧の休職者なども含めて、総勢1,829人です。  
2月22日付で退職者が生じたため、先月と比較して、1名減となりました。  
休職者等ですが、全体として135名で、先月の報告人数に比べて、5名増えています。  
内訳としては、病気休職に入った者1名、育児休業に入った者が4名です。  
次に、2番の期限付任用教員ですが、この数は12月末時点の34名から人数に変更がありません。  
以上でございます。

教育総務課長 私の方から、区費職員に関してご報告いたします。  
一般職員、再任用職員、再雇用職員に関しましては、異動ございません。  
2ページ目をご覧ください。  
中段のところの学習指導講師、それと特別支援学級介添員、この部分の2つの職種に関しまして、1名ずつ増となっております。  
今現在、欠員が生じているのは、学習指導講師の方が志六小と板八小、それに特別支援学級介添員に関しましては、志村小学校の方で欠員が生じているという状況でございます。  
ご報告は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

（なし）

○報告事項

2. 「東京都板橋区立学校財務会計事務の特例に関する規則」及び「区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について」の一部を改正について

（総－2・教育総務課）

教 育 長 それでは、報告2「「東京都板橋区立学校財務会計事務の特例に関する規則」及び「区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について」の一部改正について

て」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 「総－２」の資料になります。

こちらのところの１ページ目でご説明申し上げますが、契約関係の上限額がこれまで３０万円といったところですが、物品の買い入れ等につきましては８０万円、委託に関しましては４０万円、それに校舎その他学校施設の工作物補修に関しましては１３０万円以下、賃貸借に関しましては４０万円ということで、改めて上限額の方を見直してございます。

３ページ目をご覧くださいますと、その新旧対照表が載ってございます。

４ページ目です。

４ページ目のところで黄色の部分がありますけれども、「役務の提供」がこの「検査の完了」からは削除されるという形になります。

それと、９ページ目です。

こちらの方に、組織改正の関係で、「次長」の後ろに「担当部長」という文言を入れてございます。これは組織改正の関係です。

同様の例につきましては省略いたします。

報告は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
いかがでしょうか。

(なし)

#### ○報告事項

９．魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）の進捗について（第６回）

(配－１・学校配置調整担当課)

教 育 長 報告３につきましては、説明済みということで、報告９「魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）の進捗について（第６回）」、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 それでは、魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）の進捗について、ご報告させていただきます。

今回は、２月２５日に行われました第１３回協議会の報告となります。

資料は、「配－１」をご覧ください。

本日の報告の概要でございまして、協議会の最終的な意見を意見書としてまとめてまいります。その策定作業に入ったことの報告、また、この意見書でございまして、以前、確認されました協議会の中間のまとめをベースに、意見書の素案をお示しして、各出席委員からご意見をいただきました。その報告を、あわせてさせていただきます。

結論から申し上げますと、若干の修正、追記のご要望がありましたけれども、おおむねこの素案をベースに進めていくことになりました。

意見書素案につきましては、別紙1として添付してございますので、そちらの方をご覧くださいと思います。

なお、この添付してあります意見書素案でございますが、2月25日の協議会でお示した素案となっております。その後、修正、追記がございましたので、あらかじめご了承くださいと思います。

最終的に決まりました意見書につきましては、改めて教育委員会の方にご報告させていただきます。

こちら、意見書の素案の表面でございますが、導入といたしまして、学校の設立の経緯、地域の状況、これまでの協議の経緯などが書かれております。

次のページをご覧ください。

網掛けの部分は、協議会委員の皆さんの意見を反映して追記した部分となっております。

1番のところ、協議会としての考え方ですが、こちらには、統合時期、統合方式、中間のまとめで確認された事項を明記しております。

2番の留意事項でございますが、交流事業、児童・保護者へのケア、通学する学校や学用品、通学区域、跡地活用などについて列挙されております。

なお、(7)の跡地の活用の部分につきましては、この素案の後、大きく追記されましたので、資料にはございませんが、修正後の表現について読み上げさせていただきます。

(7)学校統合後の跡地については、地域の活性化や防災機能の向上等、地域に資するよう、また、跡地の具体的な活用方法が決定するまでは、子どもたちの遊び場の確保など、これまで利用していた地域団体やスポーツ団体等に対して、利用を妨げないように配慮することというように修正されてございます。

協議会では、この意見書の素案について、出席された委員からご意見をお1人ずついただいたところでございます。

その概要が1ページからまとめてございますが、全体的には、おおむねこの素案をベースに進めていくということで確認されました。

冒頭申し上げましたけれども、若干の修正がありましたが、次回、3月18日の協議会において意見書を確定して、協議会から教育委員会にご提出いただきまして、協議会は最終回となります。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

#### ○報告事項

11. 平成28年度特別整理期間に伴う休館日（年間計画）について

(図－１・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告 1 1 「平成 2 8 年度特別整理期間に伴う休館日（年間計画）について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 平成 2 8 年度特別整理期間に伴う休館日につきまして、ご報告いたします。

清水図書館から赤塚図書館までの区立図書館 1 1 館、それぞれ 6 日間、平成 2 8 年度の特別整理期間で休館するという予定となっております。

本件につきましては、教育長専決事案となっておりますので、議案ではなく、教育委員会への報告、そして、その後、告示をさせていただきたいと思っております。

告示につきましては、平成 2 8 年度実施分につきまして、一括して告示いたしますが、広報いたばしと区民への周知につきましては、これまで同様、期日が近づいてまいりましたら、お知らせするようにいたします。

特別整理期間の休館日につきましては、1 年に 1 回は蔵書整理を行う必要があります。また、その間を利用いたしまして、修繕・工事等も実施しております。

例年、各図書館とも、間隔が約 1 年となるように計画しております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

#### ○報告事項

#### 1 2. 板橋区中央図書館基本構想最終報告について

(図－２・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告 1 2 「板橋区中央図書館基本構想最終報告について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 板橋区立中央図書館基本構想についてご説明いたします。

次ページ、別紙 1。

初めにパブリックコメントの実施についてご説明させていただきます。

平成 2 8 年 1 月 1 6 日の教育委員会に報告いたしました「板橋区立中央図書館基本構想（中間のまとめ）」につきまして、2 月 3 日から 2 6 日までにパブリックコメントを募集いたしました。

6 1 名の方から、2 6 項目、延 1 1 5 件のご意見がございました。

提出いただいた方の住所地では、前野町の方が 2 0 名と最も多く、次に常盤台地区の方で、常盤台地区の方の内訳では、現在の中央図書館に近い住所地の常盤台一、二丁目の方が 3 名、平和公園に近い住所地の常盤台三、四丁目の方が 1 2 名という内訳でございました。

6 番、意見の概要と区のお考え方をまとめてございます。抜粋して説明させてい



たきます。

まず、1番から4番につきましては、基本構想に掲げてある新たな図書館のサービスについてのご意見です。

1は、新たな中央図書館の建設により上板橋地域が文化の中心となり、発展することを期待し、教育科学館との連携や、今後、具体的に区独自の施策を盛り込んでほしいというご意見。

3、図書館の本質的機能から蔵書数の確保、レファレンスによる情報提供の充実を望むご意見。

次のページにいきまして、4は、ファミリー層や青少年へのニーズへの対応が重要なので、学習室の充実を望むご意見となっております。

5番から9番につきましては、施設面につきましてはのご意見です。

ここまでのご意見につきまして、区の考え方といたしましては、今般、策定いたします中央図書館基本構想に基本理念や重点テーマなどを盛り込んであるということ、また、今後、具体的な事業、施設内容につきましては、ご提案のご意見を踏まえて検討していくということでお答えしております。

4ページ、12、こちらは移転先の候補地の検討結果についてのご質問で、平成26年度中央図書館施設等検討会の移転先の検討、これにつきまして行ってございまして、その経過がよく分からないということですので、今回の最終報告の参考資料に掲載していただくという形で検討経過をお示ししております。

13、14につきましては、現在地での建築を望むというご意見でございます。

こちらにつきましては、大規模改修が難しく、改築すると中央図書館の機能を満たす規模の建築物が建てられないということでお答えしております。

16番から21番につきましては、平和公園に移転することについてのご意見でございます。

これまでの公園利用ですとか、イベントに影響が出るのではないかと、樹木や公園の景観に支障が出るのではないかと、災害時の避難場所が確保できないのではないかと心配するお声で、こちらなどにつきましては、これまでも区民説明会などで直接ご意見を頂戴するところでごございまして、中央図書館の基本構想の重点テーマの「地域のコミュニティ形成を支援する図書館」、「緑と文化を象徴する図書館」の中に、具体的に公園利用者やイベントと連携して事業を実施するですとか、公園の緑と一体となった施設を計画するですとか、地域の防災拠点とするということを盛り込んでございます。

また、この公園の利用状況などを調査した上で、できるだけ現在の利用や緑に影響が出ないように基本計画を策定していくということをお示ししております。

24から26番につきましては、移転計画について、区民への周知や意見の反映をするべきというご意見でございます。

これからも地域の方々には分かりやすくご理解いただけるように、周知を工夫して努めてまいりますということをお答えしております。

パブリックコメントを募集したところ、このような意見をいただきました。

反対意見もございます。こちらにつきましても、基本構想の中に、このご意見

を踏まえて、これまでも検討し、加えていたところということでお示ししていきたいと考えております。

パブリックコメントについての説明は以上でございます。

続きまして、中央図書館基本構想、最終報告についてご説明させていただきます。

資料は、別紙3のA3判の概要版をご覧ください。

ただいまご説明いたしましたように、この中間のまとめを公表いたしました後に、区民懇談会ですとか、また、様々なご意見をいただきまして、これらのご意見ですとか、パブリックコメントの結果などを、2月の末に実施しました基本構想検討会に報告し、最終案を取りまとめました。

その内容につきましてご説明させていただきます。

中間のまとめからの大きな変更点はございません。

まず、右側の3-1、基本理念と重点テーマのところをご覧ください。

こちらの方、重点テーマ、真ん中、「学校図書館と連携する図書館」というように中間のまとめでなっていたところを、検討会で、もっと広い概念で、学校・ご家庭も含めて連携して、子どもたちの読書活動を推進するということを目指していくことを明確に位置づけた方がいいのではないかということで、重点テーマの文言を改めさせていただいております。

そのほか、中間のまとめにつきましては大きな変更はございませんが、主な変更点について、別紙4にまとめて記載してございます。

追加でご説明させていただきますと、2番、数値の変更ということで、中間のまとめから、蔵書数ですとか、データを更新しましたために、数値が変更してございます。

また、冊子の49ページになりますけれども、そちらには入館者数の目標値を80万人と追加しております。

新しい中央図書館につきましては、図書の貸出目的も、様々なイベントですとか、区民の交流事業などを実施する予定でございますので、目標値につきましては、貸出数の増加数プラスアルファということで定めてございます。80万人ということで掲げてございます。

また、表記の変更につきましては、バリアフリーという表記を、さらに、今後、ユニバーサルデザインに対応していくということで改めております。

それから、文章の追加といたしまして、安心・安全で快適なまちというところに詳しく「耐震性に優れた建物を建築することにより、災害時の情報発信や帰宅困難者の受け入れをする地域の防災拠点を形成し、地域の防災活動を支援する」という文章を加えてございます。

こちらにつきましては、先ほどの新旧対照表、中間のまとめからの変更点、こちらの方でご確認をお願いいたします。

また、管理運営体制につきましては、本編の27ページ、48ページの方に、区民と協働して図書館運営を行っていくことを追加しております。

最後に、参考資料の3に、先ほどパブリックコメントのところで説明させてい

ただきましたように、中央図書館の改築と候補地検討につきまして追記をさせていただきます。

117ページからで、追加いたしましたものは120ページになります。

別紙3に戻っていただきまして、3-4、新たな中央図書館の実現に向けてということで、明確に、この基本構想で定めました中央図書館には平和公園が、この立地を生かした図書館を建設していきたい、教育科学館などと連携した事業を行うということで、こういった形で、右側のスケジュールの予定に合わせて建設をしていきますということを基本構想でうたっております。

ただ、この実現に向けた課題といたしましては、平和公園の建築場所については、近隣の住宅の影響や公園利用状況、樹木の保全、防災面の機能の確保など、十分考慮して検討するということで、課題として掲げ、このように課題解決に努めながら、建築計画を進めていくということを基本構想のまとめとしてございます。

今後も、パブリックコメントにありました平和公園の移転に対するご意見を踏まえまして、地域の住民の方々、公園利用者の方々のご意見を真摯に受けとめまして、それに対する対応ですとか、改善できる課題については、今後、来年度予定している基本計画にまとめまして、できるだけ丁寧な説明を地域の方に重ねていき、地域の活性化に資する魅力ある新たな中央図書館の建設を進めていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。今後とも、どうぞよろしくお願いたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

青 木 委 員 最後のスケジュールで、建設工事、30、31年という2年間になっていて、これは2年間で大丈夫かなと少し思ってしまったのですけれども。

中央図書館長 現在、詳細はまだ決まっておりません。基本計画を策定した後、施設規模等から期間が定まってくると考えています。

青 木 委 員 何階建てになるとか、躯体の基礎のつくり方というのも、まだ、これからですか。

中央図書館長 はい。まだ、これからです。

青 木 委 員 広がる可能性もあるという認識で理解しておけばいいですか。

施設整備担当副参事 一番大きい要素は、以前少しお示ししたポンチ絵、パース図があったりしているのですけれども、地下をどのように掘り下げて、作りつけをするかというところで非常に大きな影響が出ます。

ですから、そのプランによっては、とてもではないですけれども、2年ではお

さまらいなどという可能性もまだまだ含まれてはおりますが、一方で、今、図書館長が申し上げたとおり、上ものをどうプランニングするかというのは全然分かっていないので、あくまで32年にオープンする予定でというお示しの仕方です。

青木委員 周知をするときに、十分、住民の方というか、周りの方に余裕を持って話ししておいた方が賢明かと。「何年にできると言ったじゃないか」というのは少し嫌だなと、それだけです。よろしくお願いします。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

高野委員 51ページの新たな中央図書館の立地というページですけれども、ここに奉仕圏域図が書いてあるのですけれども、これは中央図書館が今あるところの図なんです。

これは、もし平和公園に移動した場合の奉仕圏域図になると、中央の白くちょうど抜けている部分が少し図でいうと左の方に移ってくるわけだから、そこら辺が埋まってくるのかなというような気がしました。

これは、新たな中央図書館の立地ということなので、その図をつけて、この図と新しいものをつけていただくと、今ある中央図書館とか平和公園の近隣の方々からは反対の声もあるかもしれませんが、板橋区全体として見たときには、やはり、それがずれることでプラスになる部分もまたさらに見えてくるのではないかなと私自身は感じるんです。

反対しているご意見もあると思うのですけれども、板橋区全体として見ていただきたいと思います。また中央図書館の蔵書数に一部触れられていたのですけれども、たしか、以前、図書館のあり方検討会の中で、やはり板橋区の図書館の現状としては、都内の中ではおけているということがありました。

読書がいかに大切かということと、また、板橋区は図書館全体のあり方として少しおけている、だから、板橋区として、もっと中央図書館をすばらしいものにして、そこを進めていかなければいけないんだというそういうものを近隣の方にもご理解いただいて、賛同していただけるように進めていただければなと思いました。

教育長 ありがとうございます。奉仕圏域の図については、ぜひ、検討してください。

中央図書館長 実は、区民説明会などで中央図書館近隣の方が多く集まったときにそのずれた図を示したところ、かなり抵抗がありましたので、今回は少しその辺を斟酌したんですが、基本構想として定めるときには、新たな中央図書館の1キロメートル範囲を定めたものを提示した方が適切だと思いますので、そういう形にこのページの図を改めさせていただくことを検討したいと思います。

貴重なご意見、ありがとうございます。

教 育 長      ありがとうございます。

上 野 委 員      私は、4ページの9番の意見の方ですね。最近、図書館のカフェがというところの部分の内容で、その方も反対だとは言っていますが、仕分けをしてというような条件をつけてというようなことで述べられていますけれども、区の考え方として、このように「いたばしラウンジ」ということ、色々な問題点があると思うのですが、先ほど高野委員からお話があったように、この辺でということを考えていくと、私はもう個人的な意見で、ぜひ、お茶を飲みながらという意見なんですよね。

ですから、うまい形でご理解をいただかなくてはいけないと思うのですが、基本的に、やはり本離れしているところが本に近づくというところの1つの手段としてもよろしいのではないかなと思いますので、ぜひとも、うまい形でクリアしていただければと思います。

中央図書館長      今般、いたばしラウンジというものにつきましては、この新たな図書館の特色があるエリアとして掲げてございますので、こういったくつろぎ空間も踏まえて、読書を楽しめるということを、ぜひ、新たな図書館の中では計画していきたいというふうに考えています。

青 木 委 員      アメリカとかでは、こういうのは当たり前みたいになっているのがあって、そういうところの写真を見ていただくとかというのはできないですかね。バンズアンドノーブルとかにスターバックスが完全にくっついている。

要するに、そういうところで皆さんが居ついて、図書館を、24時間とは言いませんけれども、常に利用している姿を見せるというのは活性化というイメージが湧きやすいと思うのですけれども。

中央図書館長      はい。

上 野 委 員      私も、極端かもしれないですけども、コンビニあたりを入れるのも1つかなと思うのですけれどもね。図書館だけの機能なのかどうかというところを。

青 木 委 員      私は、大学のコーヒーショップみたいに、余り品数がなくても、間食程度なので、お茶とケーキだとかという、割と軽いものだけにというのもあるかなと思っています。

教 育 長      夜になるとアルコールを出す図書館もありますよね。

中央図書館長      はい、武蔵野プレイスが。

青木委員 三省堂の地下もやっているのではないですか。サイエンスカフェ。

上野委員 TSUTAYAもそうですね。

教育長 広がりますね。

青木委員 それで、夜はお勉強会です、サイエンスカフェという取組みがそれに当たります。私も参加を依頼されたことがありますけれども。

教育長 今、上野委員がおっしゃったように、いわゆるランドマークとしてするところ、少し我々の意識も変えて、区民が来やすい、ただし余りどんちゃんどんちゃんというのはもちろんよくないでしょうけれども、その辺は少し広げていくという発想は大事かなと思いますね。

上野委員 既存の公園にふさわしいという状況が一番いいのではないかなと思います。緑があつて。

施設整備担当副参事 これは区長の非常に強い思い入れもございまして、アドバイスがあつて、私も金沢に行ってきています。金沢の「海みらい」という新しい図書館はすごく有名になっているのですが、一方で、市内にある既存の図書館、施設もしっかり見ておいでという言づけで見てきて、そこはまさに公園の中に図書館があつて、郷土資料館も一緒にあつたりする場所なのなのですが、そこでさえ喫茶室がちゃんとあつたりすることもございます。

一方で、例えば近隣ですと、池袋の東武百貨店の上方に本を売るブックコーナー、本屋さんのど真ん中にスタバが入って、今、展開をしているというような状況もあるので、そういうことも踏まえながら、このあたりは深く研究する余地も十分ありますから、どういう仕掛けでやっていくというのは、まさに今おっしゃるように重要かと認識しています。

教育長 図書館にある食堂は、イメージも暗いので、明るい雰囲気のをぜひ検討してほしいなと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

私の方から、117ページ。ここも非常に大きな問題になるのですが、候補地として不適であったというところが、この3-1の表の上のところに「奉仕圏域外の候補地の場合についても検討したが、候補地として不適だった」、この「検討したが」というところは、どのような検討の内容で、具体的にどうして不適であったのかというところは対応できますでしょうか。

中央図書館長 それぞれの理由につきましては、それぞれの項、ページでいいますと120ペ

ージのところ、改築できない理由というようには掲げております。

基本的な考えとしては、奉仕圏域内であることを基本構想にもうたっていますので、ただ、区内全部のエリアで検討を進めるということにつきましても検討を加えたということで新たに参考としてつけ加えております。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、少し時間がありますので、初めの方に戻らせていただきたいと思います。

○報告事項

4. 区立中学校における電子黒板等 I C T 機器の導入について  
(支-1・教育支援センター)
5. 区立中学校パソコン室機器更改に伴う I C T 機器の整備について  
(支-2・教育支援センター)
6. 区立小学校学級増加に伴う電子黒板等 I C T 機器の追加導入  
(支-3・教育支援センター)
7. 板橋区立学校情報セキュリティーポリシー改正について  
(支-4・教育支援センター)

教 育 長 それでは、報告4に移らせていただきます。「区立中学校における電子黒板等 I C T 機器の導入について」から、報告7「板橋区立学校情報セキュリティーポリシー改正について」、一括して、教育支援センター所長から報告願います。

教育支援センター所長 それでは、「支-1」の資料をご覧ください。

区立中学校における電子黒板等 I C T 機器の導入についてでございます。

1番、導入予定の I C T 機器ですが、電子黒板につきましては、原則、レールスライド型、つまり固定式のものを導入いたします。教室の壁、または黒板の状況によってはスタンド一体型を導入ということもございます。

そして、小学校同様に、実物投影機と、電子黒板操作用パソコンも一緒に設置いたします。

導入スケジュールですが、4月1日に業者が決まる関係で、現場調査、そして施工、操作説明会を行った後の運用となりますので、10月から本運用開始となります。小学校よりは1カ月早く本運用が行われることとなります。

ただし、早く施工が終わった学校につきまして、そして操作説明会が終わった学校につきましては、試運用ということで使っていただくことは構わないということをお話ししたいと思っております。

3番の電子黒板設置対象教室でございますが、小学校同様、全ての普通教室、そして特別支援学級の固定級に設置いたします。

小学校と異なる点は、数学と英語の少人数習熟度別指導で使っていただけるように、移動型スタンド一体型電子黒板を各校2台導入することです。

デジタル教科書につきましては、小学校が算数、中学校につきましては数学となります。

以上でございます。

続きまして、「支-2」の区立中学校パソコン室機器更改に伴うICT機器の整備についてでございます。

平成28年度に中学校のパソコン教室のデスクトップ型のパソコンが入れかえになりますので、1、概要の②にございますように、固定式コンピューターから可動式コンピューターへ変更いたします。今、ご操作いただいているようなものがございます。それに伴って、③の無線LANアクセスポイント（固定式、可搬式）を整備いたします。

固定式につきましては、コンピューター室、そして体育館、それともう1組につきましては、各学校で選んでいただくことになります。

可搬式のものについては、3セットをそれぞれ各学校にお配りして、どの教室でもお使いいただけるようにする予定でございます。

2番のスケジュールですが、9月からは本運用が開始できるように準備いたします。

参考資料として、「機器イメージ」、「パソコン室更改イメージ」、それから「普通教室による利用イメージ」を載せております。

「機器イメージ」をご覧ください。可動式のコンピューター45台、それから無線LAN固定式6台、可搬式6台です。次のページ、4ページ目がパソコン室のイメージです。タブレット型パソコンになりますので、教室に持ち込んだときのイメージでございます。

以上でございます。

続いて、「支-3」、区立小学校学級数増加に伴う電子黒板等ICT機器の追加導入についてでございます。

今年度、小学校に電子黒板等のICT機器を導入いたしました。

来年度に学級数の増加が見込まれる学校について導入するということでございます。ただし、固定型ではなくて、スタンド一体型、移動式の電子黒板を導入いたします。

3、導入時期でございますが、1学期当初から使えるように、3月中旬から下旬にかけて、電子黒板等、また周辺機器、実物投影機、電子黒板操作用パソコンを設置いたします。

4月上旬、授業開始とともに使えるようにしておきたいと思っております。

3ページは導入する機器のイメージでございます。

追加導入する学級については20学級でございます。23学級まで対応できるように準備しております。

以上でございます。

続きまして、「支-4」の資料をご覧ください。



板橋区立学校情報セキュリティポリシーの改正についてです。

改正の理由については、2点ございます。

1点目は、板橋区情報セキュリティポリシーが改正されたこと。そして、現在の板橋区立学校セキュリティポリシーはこれまで各学校に通知してきた内容が反映されていないということです。その三角形の上にございます学校情報セキュリティ基本方針、そして対策基準、これについて改正することになります。

次のページ、2ページ目をご覧ください。

具体的な改正内容でございます。

先ほども申し上げましたように、板橋区学校情報セキュリティポリシーは、板橋区情報セキュリティポリシーの改正に伴う文言修正ということになります。

次に、対策基準につきましては、これまで個人情報データの保存場所、または記録媒体の持ち出し禁止、個人所有の記録媒体の使用禁止等、これまで学校に対してお願いしてきたことについて、対策基準に盛り込む予定であります。

今後についてでございますが、4月1日から施行ということになりますので、各学校へ改正の通知をお出しし、そして各学校が作成する実施手順書のひな形を作成して、その見直しをお願いする予定であります。

報告は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

上 野 委 員 説明がいっぱいあったのであれですけれども、小学校に導入されて、中学校に入れる中で、移動式の2台で、習熟度の対応もするようなことも入っていたと思うのですけれども、そして小学校のところでは、クラス数が増える、20台ぐらいと。

学校整備週間のときに、どうしても小学校までの習熟度で分けている2クラスの1クラスがないという要望がどこに行ってもありました。その対応もどこかで出していただければ。

なかなか優先順位があると思うのですが、大体、行くところ全てで同じことを言われて、片一方の教室にはついているのですけれども、片一方の教室にはないと、そのところの対応ですね。

教育支援センター所長 かつて外国語活動が始まったときに、区として、小学校には1台、現在のような設置型のものでございませぬが、導入しております。小学校については、できるだけそれが使えるように環境整備をすでに行ったところでは。

中学校につきましては、電子黒板等が1台もない学校もございませぬので、そういった学校のために、英語で、数学で習熟度別学習ができるように、2台プラスということで配置いたしました。

ただ、そういった声もよく聞きますので、小学校でもプラスで配置というのは検討してまいります。

上野委員 整備されているのであれば、やはり利用方法が悪いのかと思うのですけれども、行くところ、みんな同じことを言っているんですね。

教育長 恐らく同じ条件の整備が欲しいということだと思います。  
小学校に前からあったのは、プロジェクターを設置してホワイトボードを写すというようなものなので。

教育支援センター所長 写すような形です。投影する形です。

上野委員 条件がちょっと。

教育長 そうですね。算数ルームに常設しておけば、算数なんかはできてしまうんですね。

教育支援センター所長 板橋区で導入したのが大変立派な固定式の電子黒板であるということから、少し条件が違うということになるのではないかと考えております。

青木委員 運用面での話で今後検討していただきたいのは、これを入れるという話がありましたね。

例えば、生徒さんに使わせるという中で、キーボードというのは、これから本当に正しいのかという考え方がやはり1つあると思うのです。

タブレットというものやスマートフォンがあるから、そっちのインターフェイスも正しいという色々な議論があるので、この辺をどう進めていくかというのは、時代に合わせて検討していくしかないかなと思うのですけれども、本当にこれがだんだん陳腐化してくる時代が来るのかなと思います。

その辺も念頭に置いていただきたいのと、あと、今、多分、情報を集めているという中で、1つ、セキュリティーも含めて、クラウドという考え方が出てきていて、やはりこういうデバイスを持って歩くと落とすというのに対して、集中であるところに集めておけば、ネットの環境さえあればアクセスできるという、どちらがいいというのは議論が色々あります。

だから、この辺も大学はもうだんだんクラウドに移り始めている流れがあるので、持って行って落としてしまうというような話がないようにということで。

やっぱりその辺のところ、セキュリティーポリシーの中でどこまで議論していくのかという話があると思います。

あと、運用上、そのネットを無線LANを使い出すと、必ず起こってくることは、教室で大人数で使うと、一度に同じところへアクセスしたり、それから、こちらが望まないのに、要するに交信をし出したりという話もあるんですね。

今、見ると、windowsパソコンなので、特に水曜日、「魔の水曜日」と我々は呼んでいるのですけれども、水曜日になると、マイクロソフトが、更新プログラムをがんがん投げ出して行って、勝手に更新をし出すという問題です。

もちろん、それは運用上でとめることもできるのですが、今、アップデートとって、日々やっていないと、セキュリティーの問題なんかは常に追いかけてこでいるんですね。

その辺をどう、うまくやっていくのかというのが大事で、実際に大学のICTを活用した授業なんかでも結構痛い目を見ていて、水曜日になると、ネットに全然つながらない、これは何だといったら、マイクロソフトがどんどん全ての端末に更新をかけ出しているという話があって、そうになると、授業自体の運用がままらなくなってしまうのでスムーズに進まないとか、その辺の実情を踏まえながら活用していただくような話を、現場の先生が一番つらいのですけれども、考えていただくようなことが必要になってくると思います。

その辺は念頭に置いていただいて。

教育支援センター所長 1点だけ、説明させていただきます。

タブレットについてですが、来年度、中学校に導入するに当たっては、技術・家庭の授業で使うということもございますので、このキーボードがある形にさせていただきます。

小学校につきましては、平成30年度に導入ということになるのですが、その際には、こういったキーボードがついているものがあるのかどうかということとは検討してまいります。

青木委員 よろしくお願ひします。

松澤委員 質問なのですけれども、今、青木先生がおっしゃったような形で、充電保管庫というのが中学校に1つ入っています。

それは充電だけのものなのか、それとも充電機能と、あと、プログラムを全部一括して編集できるものというのがあるのですけれども、それなのかなと少し疑問に思いました。

教育支援センター所長 充電保管庫というのは、今そこにございますものでございまして、電池がなくなったものを充電するという機能と、それからパソコンに残った情報を消去して更新するというような機能を備えているものと聞いております。

松澤委員 分かりました。以前、これを入れた学校で、やはり充電が切れてしまうのと、あと、古くなってくると、やはり充電しても使える期間が短くなるという問題があるのですけれども、そういった面で、やはり充電器に対して、新しいものをと、そういったリースでやられているとは思っているのですけれども、その辺もどうなのかなと思ひました。

教育支援センター所長 5年間のリースです。

松澤委員 5年間、分かりました。前に入っていた学校と今から導入の方と、多分、能力が大分変わってくるのかなと思いますので、その辺も、最初に入れた学校の方も多少考慮していただけるといいのかなと思いました。

よろしく願いいたします。

教育長 今のご意見等を検討していただいて、善処してください。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

8. 中台中学校地域開放室の使用許可について

(新-1・新しい学校づくり課)

教育長 では、報告8「中台中学校地域開放室の使用許可について」、新しい学校づくり課長から報告願います。

新しい学校づくり課長 よろしく願いいたします。それでは、資料の方は、「新-1」でございます。中台中学校地域開放室の使用許可についてご報告いたします。

通常でございますと、学校施設の目的外使用に対する使用許可につきましては、教育委員会への報告の方は行ってございません。

今回は区長部局に使用許可を与えることとなりますが、その事業の中で、区以外の団体の活動拠点として使用することとなりますので、ご報告させていただくものでございます。

1の施設の概要です。

現在、改築中の中台中学校の体育館1階の地域開放室25.92㎡を、2の申請者であります板橋区長に使用を許可するものでございます。

2ページを見ていただけますでしょうか。

横で見ないといけないのですけれども、上の方が今の校舎とつながっている部分でございます。

体育館の1階でございますが、図だと左の方になってしまうのですけれども、赤い囲みのところを地域開放室として貸し出すものでございます。

これは1階でございます。体育館のアリーナは2階になります。

ご面倒ですが、1ページにお戻りください。

3の使用目的でございますが、文部科学省の「スポーツ振興基本計画」に基づきまして、板橋区が総合型地域スポーツクラブを支援・育成するため、団体の活動拠点として使用するものでございます。

4の使用期間でございますが、平成28年4月1日から3年間として、3年ごとに更新できるものといたします。

5の使用料及び光熱費につきましては、区長部局への貸し出しということで、

板橋区行政財産使用料条例、同公有財産規則等により免除といたします。

6でございます。

地域開放室の経緯でございますが、こちらはご面倒でも、4ページまでお進みいただいて、4ページに「総合型地域スポーツクラブについて」とございますので、こちらの方で説明させていただきます。

1の概要のところでございますが、平成12年に文部科学省が策定したスポーツ振興基本計画、こちらにおきまして、平成22年度までに、全国の各市区町村に少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを育成することが目標とされてございます。

総合型地域スポーツクラブは、身近にスポーツができる環境を住民自らの力でつくり、育てていくことを目的としてございます。

そして、地域の児童生徒のスポーツ活動の受け皿として、また、地域の連帯意識の高揚、世代間交流等の地域社会の活性化や再生にも寄与するものとして捉えられてございます。

板橋区におきましては、NPO法人志村スポーツクラブ・プリムラが区内唯一の総合型地域スポーツクラブになります。

2といたしまして、このプリムラの活動経緯、区による支援、3におきまして、団体活動内容を記載させていただいております。

サークル活動といたしましては、ヒップホップを初めとして、5つのサークルが活動してございます。現在、また、卓球とフットサルにつきまして、中台中を利用して活動してございます。

実際の団体としての地域開放室の使用方法等でございますが、学校が使用できないと定めた期間を除きまして、平日、休日等を含めた9時から21時までとしてございます。

学校の授業をやっている開校時も使用を許可することになります。

この際には、事前に登録した団体の役員のみでの利用とさせていただき、事前に顔写真つきの名簿を提出させる、前月までに使用予定表を提出させる、使用時には顔写真つきの名札を着用し、事務室で受け付けを済ませて使用、退校時にも、事務室で退校を知らせることとしてございます。

実際の使用内容でございますが、経理事務をするため、週に3回程度、銀行が閉まる3時ぐらいまでの間の数時間を活用させていただくというように聞いてございます。

また、夜間につきましては、週一、二回程度、先ほどの5つのサークル代表の打合せ会等で使用することとなっております。

学校の開校中も利用させるということで、学校運営に支障を生じさせないように、教育委員会新しい学校づくり課、区民文化部スポーツ振興課、中台中学校、プリムラ、この4者で覚書を取り交わし、利用方法を細部にわたり定めてございます。

直接の貸し出しとなりますスポーツ振興課とともに、事故が起きないように、また、学校に迷惑をかけないように十分注意してまいります。

報告は、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
これは、夜間、週3日ほど使うということなのですか、この部屋を。

新しい学校づくり課長 週3回は、昼間です。

教 育 長 夜間は、では。

新しい学校づくり課長 夜間は週一、二回程度、5つある各サークルで、サークルの打ち合わせ、あと5つあるサークルの全体の打合せ会等で使わせていただきます。

教 育 長 これは、出入りは正門を使っていくわけですか。

新しい学校づくり課長 夜間は通常の夜間開放と一緒にになりますので、当然、今も使わせているのと同じ門からで、その時間帯、1階の地域開放室も使えるということです。

教 育 長 つまり、そのために副校長がいなくてはいけないとか、そういうことはないのですか。

新しい学校づくり課長 それはないです。

教 育 長 ないですね、はい。よろしいでしょうか。

高 野 委 員 前はこの地域開放室の横が通路になっていて、門があつて、そちらから入っていたのですけれども、これはもう、今、こっちの出入り口はなくなって、全部こちらの正門から校庭を通過してここに来るということですか。

新しい学校づくり課長 門は、非常時に体育館から逃げるためにございます。出入り口はございます。ただ、それは本当に緊急のときに使うものでございまして、中台中学校の改築に当たり、体育館に面している地域の方との協議の中で、後ろの通路は使わせないでほしいという要望がございました。

今は、夜間開放のためにそこを使っているのですけれども、かなり音がうるさいとかということの要望がございまして、今後は後ろが基本的に使えないようになっています。

全部、正門から入って、正門の方から出ていただくように、そういう運営をさせていただきますことになります。

高 野 委 員 この校地というか、こちらが玄関になるわけですね。

新しい学校づくり課長 そうです。校地1のところですよ。

高野委員 校地1のところ。ここはもう壁になってしまっているのですか。前の入り口があったところは、この地域開放室の上のところになっているのは、もう壁になってしまって、ここには入り口は一切ない。

新しい学校づくり課長 右側のこの地域開放室の赤いところに面して、出口があります。  
これだと閉じているように見えるのですけれども、実際には、その一番上の角のところはエレベーターです。その下のところは非常口になってございます。

高野委員 そうですか。

新しい学校づくり課長 両開きの1.8メートルの扉です。

高野委員 そうですか。

施設整備担当副参事 新しく校舎を建てさせていただいて、その校舎のすぐ際が犬走のようになってございますので、そこをずっと正門から奥に入って行っていただきまして、校舎入隅の部分、それがちょうどこの図面における美術室の横のピロティというところなのですけれども、ここまで到達していただいて奥に入っていくという、そういう作りつけに改修しました。

高野委員 分かりました。それを夜間の開放の方たちも、みんなそういうことですか。

施設整備担当副参事 そうです。

高野委員 分かりました。

上野委員 ここでお話しすることじゃないのかもしれないのですけれども、これは内容を見ますと、区で唯一のこの総合型の、区はこれを奨励するということですよ。

新しい学校づくり課長 これにつきましては、文科省の当初のときの予定ですと、中学校区に1つぐらいということを検討していたみたいですが、実際には、今は手を挙げるところがなかなかないというのが現状だと思います。ですので、プリムラ以降、できていないというのが現実でございます。

上野委員 ここにも書いてありますけれども、区は応援するわけですよ。

新しい学校づくり課長 例えば、このプリムラの設置に当たりまして、設立に対する支援はしていたと聞いてございます。活動の場ということで、今までずっと探してきたのですけれども、その中で、今回、中台中学校の方を結果として使用することとなってご

ございますので、今後、また、2番目、3番目のそのような団体が設立されたときには、改めて同じようなことになるのかなとは思っています。

ただ、そのときも常に学校の中でということではないとは考えてございますので、ほかの施設を活用するだとか、そういう形で進めていくのかなと思います。

上野委員 分かりました。ここでは、多分、施設を使うことだけの問題だと思うのですが、今、ホームページを見ると、これは会員数が119名ぐらいの団体ですよ。

ですから、その規模でその施設を使うのは妥当なのかもしれないのですが、唯一の総合型のスポーツ施設クラブということが板橋では1つしかないわけですので、色々なところでこれが先行すると思うんですよ。これをどういう形で板橋区として応援するのかというのは、また、機会があれば、教えていただければと思います。

というのは、別のところで色々と、オリンピックだ、何だかんだと言っているながらも、特にこの総合型というのは、地方に行けば行くほどこんな規模じゃないですよ。大型だと思います。

まして、申しわけございませんけれども、この中には水泳が全く入っていないので、大体、普通は公共の施設を使うという状況ですので、その辺のところの今後の展開というものについて、何か、機会があれば、今日は中台のこの中学校を使うということの報告だと思いますので、よろしくお願いします。

教育長 これは、所管が。

上野委員 所管が違うんですよ。

教育長 スポーツ振興課。

新しい学校づくり課 区長部局の方でやってございます。スポーツ振興課というところでやってございますので、そちらの方に資料があれば、それをまた配らせていただければと思います。

青木委員 そうですね。今、このホームページを見ると、「地域スポーツクラブって何」というところのホームページがありますけれども。

新しい学校づくり課 157名というのは、多分、実際にそこで先ほどありました活動をやっている人を含めている数だと思いますので。

上野委員 そうですね。会員数が119名。

新しい学校づくり課 はい。



教 育 長　　すごく心配なのが、結局、所管がスポーツ振興課であるといいながら、学校の中でやれば、何かあったときにはすぐ校長や副校長というのが関わりになりますよね。つまりスポーツ振興課所管の課がきちんとそこは管理するということを改めて話をしてほしいなと思います。

新しい学校づくり課　　先ほど、資料としてはつけてございませんが、4者で取り交わした覚書の中でかなり細かいところまで踏み込んでおりますので、それを守って進めていくように、学校に迷惑をかけないように進めていくように、きちんとしていきたいと考えてございます。

教 育 長　　よろしく申し上げます。

○報告事項

10. 板橋区立成増社会教育会館の臨時休館について

(生-1・生涯学習課)

教 育 長　　それでは、報告10「板橋区立成増社会教育会館の臨時休館について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長　　それでは、資料番号「生-1」でございます。

成増社会教育会館の臨時休館について、ご報告させていただきます。

成増社会教育会館につきましては、平成28年6月13日の月曜日から7月2日土曜日までにおきまして、会館の入り口を入れてすぐにあります階段、屋内階段、1階から3階まで上る階段ですけれども、そちらの改修工事を行います。

したがって、非常時の避難経路となります2方向避難ができなくなるという、そういった理由で、この工事期間につきましては臨時休館させていただくものでございます。

なお、会館の1階部分につきましては、工事の影響による避難経路の確保、こちらに問題がございませんので、会館の2階部分につきましては、通常どおり、開館はさせていただきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

教 育 長　　質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長　　ありがとうございます。それでは、先ほど申し上げましたように、日程第二十一 議案第24号については非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって、本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第二十一 議案第24号 平成28年度区立学校管理職配置に係る内申について

(指導室)

( 非公開 )

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午後 00時 12分 閉会